

令和元年度 第3回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和元年 7月 29日（月） 14時～16時

開催場所 市役所 403・404 会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、澤井委員、辻委員、中嶋委員、津田委員、藤田委員、佐藤委員

（事務局）尾山地域活力創生部長、清水市民活動推進課長、石田市民活動推進課課長補佐

欠席者 入口委員

1 開会

2 案件

- （1）自治基本条例（前文、第1・2・3・8章）の見直しについて
（前文、第1条～第9条、第50条～第53条）

【中川委員長】 論点を整理しておくのと、条例を改正するか否か、また、条例は改正するまでではないが、解説を修正する、また、条例、解説にはかかわらないけれども、市の取り組みに対して意見が言いたいという場合もある。まず、前文について、事務局からお願いします。

【事務局】 前文について「環境の文字を入れていただきたい」とのご意見をいただいている。下から3行目に、「私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する・・・」という部分で、環境という要素は入っているかと思う。他市の条例を見てみても、前文に解説がついているものも多いので、前文を変えるというよりは、解説に説明を加えるということでしょうか。

【藤田委員】 私たちが「住む」ことが基本であり、自然だけでなく社会環境も含む意味で出させていただいた。

【中川委員長】 前文の改正までは必要ではないのではと思う。森岡副委員長からもご意見が出ている。

【森岡副委員長】 「市民は、自治の主役であることを自覚し、」とあるが、市民任せにはしてはいけないと思う。市民自治を推進していく市民の役割をどうサポートしていくか。市民に自治の主役であるということについてどう自覚してもらうか、そのことを解説に加えられればと思う。

【中川委員長】 団体自治と住民自治を対比した形で説明して解説を加えてはどうか。市民は、団体自治の間接責任者であり、住民自治の直接責任者であるということ、地方自治は団体自治と住民自治の双方があって成り立っているということを明記してはどうか。

【中川委員長】 では第1条について、条文・解説で変更が必要と思われる箇所は特になしとのことでよいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 ここにも、住民自治と団体自治が出てくる。住民自治と団体自治における責任をここで入れるか、前文に入れるかどちらでもよい。

【中川委員長】 では第2条。ここは定義のところです。条文・解説で変更が必要と思われる箇所は特にないとの見解が出ている。これでよいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 では第3条について、これについて、まず条文変更の必要はないということではありますが、入口委員からのご意見について、条例を制定するプロセスの中で、齟齬がないかはチェックし、齟齬はなかったと認識している。

では、第4条。各課からと委員からのご意見が出ている。まず、事務局からどうぞ。

【事務局】 計画策定にあたっては、市民アンケートや関係団体へのヒアリング、パブリックコメントなどを行い、市民の意見を聴取している。また、ワークショップ等で市民の意見も取り入れている。参画と協働について、どのように市民に発信をしているかということになると、もっと市民に取り組みが浸透するように検討していかなければならないと思っている。

【中川委員長】 津田委員からご意見が出ていますが。

【津田委員】 シティプロモーションとまちづくりというのは、どう違ってくるのか。シティプロモーションは市側で工夫して行っていくものでありますが、参画と協働については、市民と一緒に作っていくものである。参加している市民だけでなく、それ以外の市民からも、こういった取り組みをしているのかがわかるようにという意見を書かせていただいた。

【森岡副員長】 全市的に見ると、参加している人はまだ少ないと思う。参加していない人にも共感を得られるような協働がもっと必要であると思う。ひとつの観点を貫くことが必要。地域のなかでの住民自治をどう高めていくのかという観点が非常に重要である。解説にそういう観点を含めることが大事では。

【中嶋委員】 定義の部分。「市民」の定義を読めばよくわかっていいのですが、第2条と4条の市民の定義がわかりにくくなるような気がする。はじめに副委員長がおっしゃられたのは、市の役割と市民の役割がわかりやすいようにということだと思う。

【辻委員】 市の役割と市民の役割が切れてしまわないよう、繋がるように前文の解説でフォローアップできたらと思う。

【中川委員長】 第5条。赤字部分について、事務局から説明を。

【事務局】 解説には「市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。」とある。情報共有については、関係各課のところで書かせていただいている。毎年、参画と協働の調査を行っているが、今後は、その分析等も必要であると思っている。

【中川委員長】 津田委員と副委員長からご意見が出ている。

【津田委員】 各段階においても情報提供することで、多くの人に理解が広がっていくと思う。

【森岡副員長】 ファシリテーション研修については、前から言っていることであるが、市が住民自治に対していかにサポートしていくかが、ファシリテーション研修の大事な視点だと思っている。研修だけしても意味がなく、職員がどのように、市民自治の中に入っていきのかが見えるようにすることが大切だ

と思う。

【中川委員長】 ファシリテーション研修は職員にも、自治会にも、一般の市民にもしているのか。

【事務局】 職員、自治会、NPO等団体の方と一緒に研修させていただいている。

【中川委員長】 研修を受けた人に、どのように活かされたか、役に立ったかを聞いてみてもいいのではないか。

【中川委員長】 第6条はいかがか。

【事務局】 担当課から、解説で一部修正との意見が出ている。「人権施策に関する基本計画」の第2次がこの4月に策定されており、今回、LGBTなどの性的少数者などの文言を追加している。

【中川委員長】 津田委員からも意見が出ている。

【津田委員】 新しい言葉が出てきているので、その時々に合わせて、それらの解説も必要ではと思う。

【辻委員】 解説にLGBTについては、入れてもいいと思う。

【藤田委員】 「手話言語」について、どの程度意識改革されているのか。他市では、手話言語条例が制定されて進んでいると聞いているが、生駒市ではどうか。

【事務局】 担当課では、「障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段に関する条例案」を検討しているところである。

【藤田委員】 手話は言語であることを分けて考えてほしいという提案ですが。

【事務局】 手話は言語であるという認識をしたうえで、手話だけでなく、障がいの特性に合わせ、手話も含めて大きなくくりで考えて対応していくという考えである。

【中川委員長】 第7条。改正はなしとのことであるが、津田委員、森岡副委員長からご意見をいただいている。

【津田委員】 これまでお話したことと同じですが、過程の情報化、プロセスの公開をもっと考えていただきたい。

【森岡副委員長】 市民がまちづくりを進めるなかで、市がどこまでかかわっていくのか。まちづくりを進めていくなかには、そこまで言われなくても…というような人もいます。

【中川委員長】 第8条。まず条文改正の必要なしということですが、津田委員、辻委員、中嶋委員からご意見が出ている。

【辻委員】 第8条が設けられているのは、政治的な意思表示ができない青少年もまちづくりに参画できるという権利を言っているのであれば、18歳以上に選挙権が付与された今、20歳を18歳にスライドさせてもよいのではと思う。

【津田委員】 市民主体のまちづくりの視点で、ファシリテーターが高校生の意見も吸い上げながらまちづくりに参加しているところもある。そのためには、パブリックの考え方など、もっと早い段階から、教育プログラムが必要ではと思う。

意見の違いをどのように解決できるかというプログラム、例えばディベートで話し合いを行うプログラムを学んできた子どもたちは、もっとステップアップするのでは、まちづくりに参加できるのではと思う。そういうふうになると、18歳に変えてもいいのではと思う。

【中川委員長】 この条例を制定する時は、未成年というくくりで20歳とした。選挙権だけでいうと18歳であるが。

【辻委員】 民法上では、2022年から成年は18歳以上となる。

【中嶋委員】 民法上のくくりでは、2022年から18歳以上が成人年齢となる。次に検討するときでもいいのではとも思う。

【中川委員長】 2022年から18歳以上が成人というくくりになるので、

その時に改正するか、今、変えるか。法制担当の意見を聞いてそれに委ねたい。次に第9条。条文の変更は必要なしということであるが、津田委員、辻委員から意見をいただいている。

【津田委員】 ボランティアという考え方の部分について、生駒市の第1期の地域ボランティア講座では、福祉を中心に得意な分野というくくりで発展してきた。しかし、まちづくり全体を見た場合、社会教育的なボランティアという考え方が必要だと思う。

【中川委員長】 生涯学習に関するあり方のことですか。

【津田委員】 はい。

【中川委員長】 辻委員のご意見は。

【辻委員】 先ほどの7条のところとかぶりますが、まちづくりに参加できずといいながら、9条は努力規定になっているという点で整合性が少し気になった。特に改正云々ということではない。

【中川委員長】 津田委員の言われた、生涯学習に関するあり方についていかがか。

【藤田委員】 生涯学習推進連絡会と寿大学との連携ができていないように感じる。寿大学を卒業しても、ボランティアとして参加してくれる人がなかなか育っていない。次につながるような人を育てられるようなプログラムを考えていくことが必要ではないか。寿大学の卒業生をボランティアへつなげていけるような取り組みを考えてほしいと思う。

【事務局】 社会貢献という視点で、卒業後に公益活動への道筋をつけていけるカリキュラムづくりは始まっている。

【森岡副委員長】 生涯学習と地域のコミュニティづくりはつながっていない。地域のまちづくりと寿大学の卒業生は、ほとんどつながっていないのが現状である。自分達の趣味だけになっていることが多い。地域の住民自治の中に入って、日常的に地域とつながる活動がなされていない。

【中川委員長】 就労キャリアが活かされるような循環型の学習会が必要。地域コミュニティのリーダーが育つような戦略的な学習が必要。地域やボランティアに繋げていけるような研修が必要ではないか。生涯学習の部局でも、もっと次世代のリーダーが育っていくようなシステムを考えていかないといけない。いかに地域コミュニティを支えてくれる人材を育て、プロフェッショナル化していくか。地域のNPO団体にコミュニティ施設を運営してもらうことも検討していかなければならない。神戸は地域コミュニティリーダー育成を行っている。トレーニングをしている。地域コミュニティや支援型社会の学習をもっとしていくべきである。

【森岡副委員長】 高齢者も忙しい時代。寿大学に行く時間もないという人、働かなければならないという人も多い。寿大学や生涯学習という考え方を変えていかなければいけないと思う。

【藤田委員】 各老人クラブでは、居場所づくりとしてのサロンや体操教室を立ち上げたり、見守りなどしながら、地域の高齢者を地域の高齢者で支えている。老人クラブも意識改革をして変えていこうとしている。高齢者の意識改革も自立していくことが必要と伝えている。寿大学で学んだ人が地域に戻って地域活動をしていただけるよう、4年間のカリキュラムを見直していただければと思う。

【中川委員長】 自己完結型であり、生涯学習本来の循環型になっていない。社会開発型人材、地域人材育成のプログラムがどれだけあるのか、有効性がどれくらい働いているか、戦略的なプログラムとなっているか、点検してほしいと思う。

【中嶋委員】 さまざまな団体が集まって家庭教育支援チームというものが立ち上がっていて、イベントの開催など子育て支援の活動を行っている。各団体がまちづくりやボランティアという考え方を広めていければと思う。

【中川委員長】 では第50条。近隣自治体との連携について、条文変更の必要なしということでよいか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 次に第51条。津田委員からご意見をいただいている。

【津田委員】 南海トラフ発生の可能性が高いと言われながら、広域連携は進んでいないように思う。大きな津波が来たときは、大阪側からもたくさんの避難者が来ることが想定される。そういった場合にも、広域連携として検討していくべきだと思う。

【中川委員長】 近隣自治体との間で、防災訓練をすることが大切である。近隣自治体との災害時の応援体制ができているのか、担当課に確認していただきたい。それと、地域コミュニティ単位の防災訓練を行うことが大切。男女共同参画型の防災訓練などを行う必要がある。市内にいる防災士の資格を受けている人を把握しておくべきだと思う。防災士の研修を受けに行くことへの補助も大切である。

【森岡会長】 北地区には防災協議会が立ち上がっていて、南地区でも小学校と連携した防災訓練などが行われているが、市全体としてはあまり行われていないように思う。

【中川委員長】 ゲリラ豪風などで時間降雨量が増えると、傾斜地の道は濁流になってしまう。佐用町で何人もの方が亡くなりましたが、山であっても、洪水の被害が起り得る。避難所運営や災害時要支援者への対応なども含めて、地域コミュニティの防災訓練は大切。もっと参加率を高める必要がある。

【中川委員長】 では第52条。広域連携について、条文変更の必要なしということでしょうか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 では第53条。国際交流及び他文化共生について。まず条文変更の必要なしということでしょうか。

【他委員】 よい。

【中川委員長】 津田委員、佐藤委員からご意見をいただいている。

【津田委員】 特定技能実習者が急速に増えていく中で、特に福祉関係や災害関係についてさまざまな国籍の方からの問い合わせも増えると思われる。それに対する通信手段が必要となるが、市役所の窓口での対応も困難と思われるので、大学などと連携しながら情報のやりとり、たとえばテレビ電話などで、ヘルプがあったときに支援できるようなしくみづくりが必要ではないか。

【佐藤委員】 国際関係や姉妹都市連携の担当部局はどこになるか？

【事務局】 国際化、国際交流については人権施策課。姉妹都市や友好都市となると市民活動推進課になる。多言語への対応については、新たな取り組みとして、スマホのアプリで広報紙を10言語で読めるよう対応している。

【津田委員】 多言語に対応できるようなリストアップがあると、大学院大学などと連携ながら行っていくことも可能だと思う。

【森岡副委員長】 私の経験で言うと、中国やチュニジアの人とスキーに行ったり、自治会の盆踊りを手伝っていただいたりということがありますが、言葉の違いだけでなく、文化の違いなど、いろいろな違いがある。こちら側から見たら違って見えることでも、相手の国にとっては普通のことである。看板の表示だけを作っていくのではなく、多国籍の方同士で助けあうようなシステムを作っていくことも大切ではと思う。

【中川委員長】 国際交流について、政策的に取組を整理して、多様な言語に対応できるようにしておくことが必要。今後、多様な言語の人が特定事業者として生駒市に住むことも考えられる。

【澤井委員】 日本語教室はどういったものであるか。

【事務局】 学習支援をボランティアで行っている。北コミュニティセンターと図書会館で開講。平成30年度は、18か国、71人が受講された。受講者の方の国籍は、ベトナム、タイ、インドネシア、フィリピンの順が多い。

【中川委員長】 日本語教室の取り組みは必要であるが、市民自治で国際化に対応できる人を探しておくことが大事。行政ですべての言語に対応するには限界がある。市民の中に多言語に対応できる人を見つけてリストを作成したり、人的ネットワークを作ったりしておくことが大切。消防、防犯、防災などあらゆる分野において然り。市民集団、市民ボランティア集団の開発が必要。地域人材の活用は、住民自治、団体自治の双方にメリットが生まれる。

【中川委員長】 これですべての条文の見直しは終了。18歳の表記については、法制担当の意見を聞いてほしい。その他の条文の改正はないが、前文に、

住民自治、団体自治についての解説と、双方の主権者は市民である旨の記述を含めるようにしていただきたい。よろしくお願いします。

(2) その他

次回会議の日程調整